

いじめ防止基本方針

摂津市立別府小学校
令和2年4月1日改定

【学校教育目標】

「いきいきと やさしく ゆたかに たくましく つながる」

【基本理念】

いじめは、児童の心身に深く傷を与える重大な人権侵害事象である。本校では、すべての児童の人権を尊重し、安心できる居場所となる学校をつくるため、いじめをさせない、いじめを許さないという強い認識に全教職員が立ち、学校チームとして同じ姿勢で児童への指導にあたる。

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生することを十分認識し、学校は家庭や地域と連携して全力で実態把握に努める。いじめを認知した時には、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行うとともに、教職員が児童を傷つけることや、いじめを助長することがないように十分配慮し、いじめられている児童の立場に立って組織的な支援を行う。

【いじめの定義】

『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第二条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、児童への立場に立って行うことが必要である。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

【いじめ防止等のために実施する施策】

いじめ防止対策推進法 第八条で定められた「学校及び教職員の責務」を踏まえ、本校では、いじめを防止するため、以下のように取り組む。

（1）いじめ防止等に取り組む組織の整備

いじめ防止等の対策のために「いじめ対策委員会」を設置する。構成員は、校長・教頭・養護教諭・スクールカウンセラー(以下 SC)・スクールソーシャルワーカー(以下 SSW)・各

コーディネーターとする。週1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

<活動>

- ・いじめ防止基本方針を、年度当初に全教職員で確認し、組織的な対応を図る。
- ・子ども支援コーディネーター（問題行動担当）が情報を集約し、「いじめ対策委員会」で対応方針を決定する。また、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。
- ・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査・教育相談等）
- ・子ども支援コーディネーター（問題行動担当）と SC・SSW の情報交換

(2) いじめの未然防止の取り組み

- ① 絆づくり、居場所づくり、集団づくり、仲間づくりの取り組みの推進
- ② わかる授業づくり
- ③ 規範意識の醸成（道徳教育の推進）
- ④ 児童会活動の活性化、体験活動の充実
- ⑤ 大阪府教育委員会作成の「いじめ対応マニュアル」や「いじめ対応プログラムⅠ・Ⅱ」等の活用
- ⑥ 児童の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる能力を高めるための教職員研修の実施
- ⑦ インターネット等を通じて行われるいじめに対応する対策・児童生徒への情報モラル教育の充実や保護者への啓発の充実
- ⑧ 学校だよりやホームページ等を通じたいじめに関する相談体制等についての啓発活動

(3) いじめ 早期発見への取り組み

- ① 児童が相談しやすい環境づくり
- ② 児童が示す変化や危険信号を見逃さないように、日頃からの児童の見守り
- ③ 児童との信頼関係の構築
- ④ 保護者と情報を共有
- ⑤ 児童対象の生活アンケート実施 年3回（4月、9月、1月）
- ⑥ SC・SSW の活用（児童、保護者への周知も含む）

(4) いじめへの対処

【いじめに対する措置の基本的な考え方】

教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まず、対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱えこみ、いじめ対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を

指導する。その際、責任を形式的に問うことや謝罪させることに主眼を置くのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。指導の経過は記録・保管し、丁寧な引継ぎを行う。

① いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止める。ささいな兆候であってもいじめの疑いがある行為には、早い段階から関わりをもつ。その際、いじめを受けたと思われる児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・いじめの発見や通報を受けた場合は、すみやかに子ども支援コーディネーター（不在時は教頭）に報告する。すぐに「いじめ対策委員会」で情報共有し、いじめを視野に入れて児童より事実関係を聴取し、対応方針を決定する。事実確認の結果は家庭訪問などにより、できるだけ早く被害・加害児童の保護者に伝える。あわせて市教育委員会に報告する。

② いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめの被害児童・保護者には、学校は被害者側に立ち、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除く。また、被害児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。

③ いじめた児童又はその保護者への支援

事実関係を聴取した後、対応方針を迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。いじめの加害児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学年全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるよう指導する。

⑤ インターネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込みについては、被害の拡大を避けるため、関係機関と

連携の上、直ちに削除されるよう要請する。

⑥ 外部機関との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び摂津警察署等と連携して対処し、再発防止に努める。

⑦ 特に配慮が必要な児童

- ・発達障がいを含む、障がいのある児童
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・震災により被災した児童や原子力発電所等により避難している児童

⑧ いじめの解消

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件を満たされている必要がある。

1. いじめに関わる行為が止んでいること
2. 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

(5) 重大事案への対処

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめが原因で相当期間学校を欠席している疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生したときは、その旨教育委員会を通じ、市長へ報告する。
- ② 教育委員会（いじめ問題対策委員会）による調査に協力する。